

建築構造技術審議委員会規程

第1条 適用範囲

本規程は、当機構が組織する「建築構造技術審議委員会(以下、本委員会と称する)」の運営に必要な事項を定める。

第2条 本委員会の委員及び委員長

- 1) 委員は、当機構の理事会で承認された学識経験者とし、委員の総数は8名までとする。
- 2) 委員の任期は、1期2年とし、再任は妨げない。
- 3) 委員長は、委員の互選によって選任する。
- 4) 委員長の任期は、1期2年とし、再任は妨げない。
- 5) 委員長が不在の場合、委員の互選によって委員長代行を選出する。

第3条 本委員会の審議対象

本委員会の審議対象は、下記1)および2)の技術に関する目標性能の妥当性とする。ただし、1)、2)の技術を適用した建築物の構造性能は審議対象としない。

- 1) コンクリート系構造に用いられる建築材料
- 2) コンクリート系構造に用いられる建築部材や架構など

第4条 本委員会における審議

- 1) 本委員会における審議は、申込案件の技術内容に応じ、下記の①または②において行う。
- 2) ②は、委員会事務局が受付委員会の審議内容を確認のうえ、その確認内容を最終委員会で報告し、最終委員会で承認された場合に限る。
 - ① 受付委員会、専門部会、最終委員会
 - ② 受付委員会、最終委員会
- 3) 技術検証は、建築基準法令等に定められた技術基準と照らし合わせ、申込案件の技術内容の妥当性を確認することによって行う。

第5条 本委員会の開催日

- 1) 本委員会の開催日は、原則として、奇数月第2週から偶数月第1週の間において、過半数の委員の同意によって決定する。
- 2) 本委員会の開催日は、当機構のホームページに掲載する。